

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

私は貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、高知工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が高知工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ				
	氏名	入学年月 年 月 入学			
	生年月日	(西暦) 年 月 日 生 (歳)			
	現住所	〒 — 都道府県	市区町村		
	コース・専攻	学籍番号			
	学年	昼間・夜間・通信の別	■ 昼 (昼夜開講を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
<table border="1"><tr><td>給付奨学金の奨学生番号</td><td></td></tr></table>				給付奨学金の奨学生番号	
給付奨学金の奨学生番号					
国立高専機構における授業料免除制度への申請希望					
(1) 申請希望 (あり・なし)					
<対象>					
(専攻科生のみ) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる学生 (全学生) 学資負担者が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる学生					
<注意事項>					
・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。					

申請者	<p>(2) 学期区分</p> <p><input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期</p>
	<p>(3) 申請区分</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的な理由による申請 <input type="checkbox"/> 災害等による特別な理由による申請</p> <p>学校記入欄 <input type="checkbox"/> 機構規則第109号第7条による申請 <input type="checkbox"/> 特別措置第2条第三項による申請</p>
(4) 申請理由（具体的に記入すること）	
保護者	<p>※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。</p> <p>保護者（主たる学資負担者） (申請者との続柄) <u>氏名（自署）</u></p>

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
 - ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
 - ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。)